

岐阜市事業創造支援補助金交付要綱

平成21年4月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業等が新たな付加価値創造のために挑戦する、産学官連携を活用した新技術、新製品、新サービス等の開発及び経営革新の取組から市内創業や蓄積された技術及び経験を活かした新たな事業展開、更に新規取引先や事業提携先等の販路開拓までを一貫して支援することで本市経済の持続的な発展を図るため、これらの事業に要する経費に対して交付する岐阜市事業創造支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であつて、市内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有するもの及び市内の個人事業者とする。
- (2) グループ等 構成員の4分の3以上が中小企業であるグループ又は組合をいう。
- (3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに公設試験研究機関をいう。
- (4) インキュベーション施設 岐阜市インキュベーション施設の設置、管理及び入居に関する要綱（平成14年11月11日決裁）第2条に規定する施設をいう。
- (5) 産業財産権 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。
- (6) 見本市等 新たな取引先や事業提携先等の開拓のための見本市、展示会、博覧会その他これらに類するもので、県外で開催され、かつ、200小間以上が出展する規模のものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア その場で小売することを主目的としたもの
 - イ 広く一般に公開されていないもの
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの
- (7) グループ会社 株式会社の50%以上を保有することにより資本関係を構成する会社群をいう。

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 産学官連携事業補助金
- (2) 新規事業開発補助金
- (3) 見本市等出展補助金

(産学官連携事業補助金)

第4条 産学官連携事業補助金は、中小企業又はグループ等であつて、大学等と連携して次に掲げる事業に新たに取り組むものに交付する。ただし、前年度の市税を完納していない者を除く。

- (1) 新技術、新製品、新サービス等の共同研究開発
 - (2) ITを活用した業務改善による経営革新
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、地域産業への波及効果又は市民生活の向上に資する研究開発
- 2 産学官連携事業補助金の交付を受けた者は、交付を受けた年度の翌年度（以下「翌年度」という。）に限り、連続して同補助金の申請をすることができる。
- 3 第1項第1号及び第3号に掲げる事業の補助対象経費は、次に掲げるものとする。ただし、グループ等の場合にあつては、その構成員間の取引により生じる経費は、補助の対象としない。
- (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
 - (2) 機械装置又は工具器具の購入、借用又は修繕に要する経費
 - (3) 外注加工、検査、分析、調査等の外注委託に要する経費
 - (4) 大学等へ納入する研究に要する経費
 - (5) 事業の結果生じた産業財産権に関する申請及び取得に要する経費
 - (6) 販路開拓に要する宣伝広告又は見本市等出展に要する経費
- 4 第1項第2号に掲げる事業の補助対象経費は、次に掲げるものとする。ただし、グループ等の場合にあつては、その構成員間の取引により生じる経費は、補助の対象としない。
- (1) 専門家の委嘱等により行う競争力強化のための調査、指導、計画立案等に要する経費
 - (2) 競争力強化に必要な知識、技術等を習得するための講座、研修会、講演会等の開催に要する経費
 - (3) インターネット等ITを活用して競争力を強化するために要する経費。ただし、前2号のいずれかの経費が生ずる場合に限る。
- 5 産学官連携事業補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、年間300万円を限度とする。

(新規事業開発補助金)

第5条 新規事業開発補助金は、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。ただし、前年度の市税を完納していない者を除く。

- (1) 市内において創業を目指す者
 - (2) インキュベーション施設の入居者又は退去後5年以内の者
 - (3) 新たな事業や分野に取り組もうとする中小企業又はグループ等
- 2 新規事業開発補助金の交付を受けた者は、翌年度まで同補助金の申請をすることができる。ただし、第2号に掲げる者にあつては、1回目の申請時に限り3年度まで連続して申請をすることができる。

- 3 新規事業開発補助金の補助対象経費は、次に掲げるものとする。
 - (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
 - (2) 機械装置又は工具器具の購入、借用又は修繕に要する経費
 - (3) 外注加工、検査、分析、調査等の外注委託に要する経費
 - (4) 助成事業の結果生じた産業財産権に関する申請及び取得に要する経費
 - (5) 販路開拓に要する宣伝広告又は見本市等出展に要する経費
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、創業及び事業の発展に要する経費
- 4 新規事業開発補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、年間100万円を限度とする。
(見本市等出展補助金)

第6条 見本市等出展補助金は、新たな取引先や事業提携先等の開拓を目的に製品、サービス等を見本市等（第4条第3項第6号及び第5条第3項第5号に掲げる見本市等を除く。）へ出展する中小企業若しくはグループ等又はインキュベーション施設の入居者若しくは退去後5年以内の者に交付する。

- 2 見本市等出展補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
 - (1) 前年度の市税を完納していること。
 - (2) 申請しようとする見本市等への出展において、他の補助金等公的な支援を受けていないこと。
 - (3) 同一年度内に見本市等出展補助金の交付を受けていないこと。
 - (4) 同一年度内にグループ会社が見本市等出展補助金の交付を受けていないこと。
 - (5) 2年以上連続して見本市等出展補助金の交付を受けた場合（グループ会社が受けた場合を含む。）は、最後に交付を受けた年度から1年度以上経過していること。
- 3 見本市等出展補助金の交付を受けた者は、翌年度に限り、連続して同補助金の申請をすることができる。ただし、インキュベーション施設の入居者及び退去後5年以内の者は、1回目の申請時に限り3年度まで連続して申請をすることができる。
- 4 産学官連携事業補助金又は新規事業開発補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が産学官連携事業補助金及び新規事業開発補助金を活用して開発した新技術、新製品、新サービス等を補助事業が完了した年度の翌年度から出展する場合であって、見本市等出展補助金の交付を受けたときは、当該補助事業者は、3年度まで連続して同補助金を申請することができる。
- 5 見本市等出展補助金の補助対象経費は、次に掲げるものとする。
 - (1) 小間料、出展料金その他これらに類するもの（同一年度内に支払った出展のための予約金等を含む。）
 - (2) 小間装飾に要する経費
- 6 見本市等出展補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を限

度額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に別表第1に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(補助金の交付の申請時期)

第8条 規則第4条のその定める時期は、産学官連携事業補助金及び新規事業開発補助金については別に定めるものとし、見本市等出展補助金については見本市等の開催日から1月前とする。

(審査委員会)

第9条 産学官連携事業補助金及び新規事業開発補助金の交付の決定の適否について審査するため、岐阜市事業創造支援補助金審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 6 委員長は、審査会の会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 審査会は、市長が招集し、委員長が議長となる。
- 9 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 10 審査会は、必要に応じて専門家を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。
- 11 審査会は、審査の終了後速やかにその結果を市長に報告しなければならない。
- 12 審査会の庶務は、商工観光部産業振興課において処理する。

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、産学官連携事業補助金及び新規事業開発補助金について、前条第11項の規定により報告を受けた後に規則第5条の規定によりこれらの補助金の交付の適否を決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1項に規定する条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業を完了した年度の翌年度から3年間、毎年度末に当該事業に係る実用化及び商品化の状況並びに当該事業に基づく産業財産権の取得等の状況を補助事業事後報告書(様式第12号)により市長に報告すること。
- (2) 補助事業者は、補助事業の終了後、当該事業に基づき取得した産業財産権の譲渡又は実

施権の設定及び供与による収益が生じたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(計画変更等の承認)

第12条 規則第11条に規定する市長が定める軽微な変更は、申請した補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

(実績報告)

第13条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書(様式第13号)に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 規則第15条に規定する市長が定める時期は、補助事業が完了した日から1ヵ月を経過した日とする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第24条第2号に掲げる機械及び重要な器具で別に定めるものは、50万円以上の取得物とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 岐阜市新事業創出チャレンジ助成金交付要綱(平成16年3月24日決裁)

(2) 岐阜市販路開拓支援事業補助金交付要綱(平成18年3月24日決裁)

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の岐阜市新事業創出チャレンジ助成金交付要綱及び岐阜市販路開拓支援事業補助金交付要綱(以下「廃止要綱」という。)により交付を受けている補助金は、この要綱の相当規定により補助金の交付を受けたものとみなす。

別表第1（第7条関係）

（交付申請添付書類）

補助金の種類	提出書類	様式
産学官連携事業補助金	①事業計画書	様式第2号
	②計画書 （共同研究開発計画書） （経営革新計画書）	様式第3号 様式第4号
	③収支予算書	様式第5号
	④すべての税目に関する納税証明書 （法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税）	
	⑤同意書	様式第6号
	⑥登記事項証明書「現在全部事項証明書」 （登記簿謄本）	
	⑦直近の決算書の写し	
	⑧企業概要がわかるもの	
	*グループ等で申請する場合、構成員名簿（様式第7号）及び構成員全員分の④～⑧	
新規事業開発補助金	①事業計画書	様式第2号
	②計画書 （新規事業開発計画書）	様式第8号
	③収支予算書	様式第9号
	④すべての税目に関する納税証明書 （法人申請）法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税 （個人申請）市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税	
	⑤同意書	様式第6号
	⑥登記事項証明書「現在全部事項証明書」（登記簿謄本）	
	⑦住民票など住所が確認できる書類の写し（※個人申請の場合）	
	⑧青色申告書など事業開始日が確認できる書類の写し（※既創業者）	

	⑨直近の決算書の写し	
	⑩企業概要がわかるもの	
	*グループ等で申請する場合、構成員名簿（様式第7号）及び構成員全員分の④～⑩	
見本市等出展補助金	①事業計画書	様式第10号
	②収支予算書	様式第11号
	③主催者の発行する出展許可証、申込受理書などの写し	
	④見本市等の開催概要がわかるもの	
	⑤すべての税目に関する納税証明書 （法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税）	
	⑥同意書	様式第6号
	⑦登記事項証明書「現在全部事項証明書」（登記簿謄本）	
	⑧直近の決算書の写し	
	⑨企業概要がわかるもの	
	*グループ等で申請する場合、構成員名簿（様式第7号）及び構成員全員分の⑤～⑨	

別表第2（第13条関係）

（実績報告添付書類）

補助金の種類	提出書類	様式
産学官連携事業補助金	①結果報告書	様式第14号
	②収支決算書	様式第15号
	③補助対象経費の支出を証する書類	
新規事業開発補助金	①結果報告書	様式第14号
	②収支決算書	様式第16号
	③補助対象経費の支出を証する書類	
見本市等出展補助金	①結果報告書	様式第17号
	②収支決算書	様式第18号
	③補助対象経費の支出を証する書類	